

令和8年度食育活動実践プロジェクト公募要領

1 趣旨

第5次青森県食育推進計画の目指す姿である「あおもりの『食』と『農』を生かした健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」に向け、地域における自発的かつ継続的な食育活動及びその体制づくりを促進するため、地域の実情に応じた食育活動(以下「食育活動実践プロジェクト」という。)に取り組む者(以下「実施者」という。)を公募により選定する。

2 食育活動実践プロジェクト実施期間

委託契約締結日(概ね7月下旬)から令和9年2月19日まで

3 食育活動実践プロジェクト実施内容

実施者は、県と委託契約を締結し、次の取組を実施する。

(1) 地域の実情に応じた食育活動の計画・実施

(例) 児童・生徒・地域住民対象の食農体験会の開催

県産の食材(野菜、果実、魚等)を使った食育講座等の開催

地域の食文化や伝統食品・調味料等を学ぶ講座開催 等

(2) 実施結果の取りまとめ(実施報告書の作成)

4 実施者の条件

- (1) 本業務を的確に遂行する能力を有しており、県内に所在し、県民を対象に活動する団体・グループ・個人であること(行政機関は除く。)
- (2) 地域内の生産者・学校関係者・福祉施設等、構成員以外の団体等と協働可能なこと。
- (3) 同一の提案内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 委託料の上限

1プロジェクトにつき委託料の上限を260千円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

6 事業経費の範囲

事業の対象となる経費は、本事業の実施に要する、次に掲げる経費とする。ただし、県内での活動に係る経費に限る。

- (1) 報償費(講師の謝金)

- (2) 旅費（旅費、宿泊費等）
- (3) 賃金（当該活動に係る賃金。ただし、グループ・団体の運営に係る費用は除く。）
- (4) 印刷製本費（資料・パンフレット等の印刷費）
- (5) 賃借料（講習会等の会場・体験ほ場・機材・バス等の借り上げ料）
- (6) 通信運搬費（発送料金、郵便料金）
- (7) 消耗品費（食材費、調理消耗品費、作業体験消耗品費、事務用品費等。ただし、取得価格5万円以上の物品は除く。）
- (8) 保険料（イベント保険等）
- (9) 各種手数料（振込手数料、申請手数料等）
- (10) その他県が必要と認める経費

7 応募書類

- (1) 食育活動実践プロジェクト企画提案書（様式1、様式2） 1部
- (2) 実施者の概要が分かる資料（会則等） 1部

8 応募書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年6月3日（水）必着
- (2) 提出先

プロジェクト活動を実施する地域を所管する農林水産事務所農業普及振興室（以下「農林水産事務所」という。）に、事前に応募する旨を電話連絡した上で、書類を持参又は郵送すること。

なお、活動地域が複数にまたがる場合は、青森県農林水産部食ブランド・流通推進課企画調整グループ（以下「食ブランド・流通推進課」という。）に、事前に応募する旨を電話連絡した上で、書類を持参又は郵送すること。

| 地 域 | 機 関 名 | 住 所 | 電話・FAX |
|-------------------------------|----------------------|--|--------------------------------------|
| 東青 (青森市、東津軽郡) | 東青農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階 | TEL 017-734-9961 FAX 017-734-8305 |
| 中南 (弘前市、黒石市、平川市 中・南津軽郡) | 中南農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒036-8345 弘前市蔵主町4 | TEL 0172-33-2903 FAX 0172-34-4390 |
| 三八 (八戸市、三戸郡) | 三八農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 | TEL 0178-23-3794 FAX 0178-27-3323 |
| 西北 (五所川原市、つがる市、 西・北津軽郡) | 西北農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒037-0046 五所川原市栄町10 | TEL 0173-35-5727 FAX 0173-33-1345 |
| 上北 (十和田市、三沢市、上北郡) | 上北農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 | TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242 |

| | | | |
|-----------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 下北 (むつ市、下北郡) | 下北農林水産事務所 農業普及振興室 | 〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 | TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212 |
| 活動地域が複数にまたがる場合 | 青森県農林水産部 食ブランド・流通推進課 企画調整グループ | 〒030-8570 青森市長島1-1-1 | TEL 017-734-9354 FAX 017-734-8086 |

(3) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された応募書類は返却しない。
- イ 上記7の応募書類のほか、必要に応じて追加書類を求める場合がある。

9 実施者の選定

(1) 選定方法

各農林水産事務所が審査(書面審査又はプレゼンテーション)により選定する。活動地域が複数にまたがる場合は、食ブランド・流通推進課が審査により選定する。

審査に当たって、各農林水産事務所又は食ブランド・流通推進課の担当者が事前に応募者からヒアリングを実施することがある。

(2) 選定基準

ア 選定は、企画提案書の内容を次の評価項目により点数化し、総点数が高い者から採択する。

- (ア) 事業の趣旨との整合性
- (イ) 提案内容の妥当性・独創性
- (ウ) 実施方法の妥当性・効率性
- (エ) 波及効果
- (オ) 実施体制の適格性
- (カ) 実施主体の知見、専門性の有無
- (キ) 必要経費の妥当性

イ 採択に当たっては、新規の取組を優先する。

ウ 総点数が総配点の5割に満たないプロジェクトは採択しない。

(3) 選定件数

食育活動実践プロジェクトの選定件数は、各地域1件程度を目安に、県予算額の範囲内において決定する。

10 審査結果の通知等

(1) 審査結果は、応募者全員に通知する。(6月下旬以降を予定)

(2) 実施者は、内容や経費について県と調整を行った上で委託契約を締結し、事業を実施する。

- (3) 委託契約事務は、実施者が行うプロジェクト活動の地域を所管する農林水産事務所が行うこととし、活動地域が複数にまたがる場合は、食ブランド・流通推進課が行う。

11 実施者の責務

- (1) 実施の際は、各種感染症対策を講じた上で実施するとともに、食事の提供を行う場合は、食品衛生の取扱いに細心の注意を払うこと。
- (2) 県から、会議等での食育活動実践プロジェクトの取組説明等を求められた場合は対応すること。
- (3) 事業の実施により得られた成果は、インターネット等を活用し公表するとともに、広く事業成果の普及・利用促進に努めること。
- (4) 実施者が食育活動実践プロジェクトで開催する行事において、県がアンケートの実施（参加者へのアンケート用紙配布及び回収）を依頼する場合がありますので協力すること。
- (5) 事業実施に当たっては、委託契約内容に含む個人情報の保護に関する特記事項を遵守すること。

12 その他

委託契約後、天災その他やむを得ない理由により、業務の履行が困難となった場合は、県と実施者が別途対応を協議することとする。

13 問合せ先

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 企画調整グループ

電話：017-734-9354 E-mail：brand@pref.aomori.lg.jp

【参 考】

(1) 過去の実績

これまでの食育活動実践プロジェクトの取組内容については、県庁ホームページ「食育活動実践プロジェクトについて」に掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/syokuiku_project_top.html



(2) 第5次青森県食育推進計画

県全体で推進する食育の基本指針。青森県の食育推進の現状と課題、推進方向を記載しています。

県庁ホームページ「あおもりの食育」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/syokuiku02.html>



(3) あおもり食育サポーター

県では、地域の保育所・学校などにおいて、食に関する講話、郷土料理などの調理実習や農林漁業体験の指導などをしてくださる方々を「あおもり食育サポーター」として登録し、保育所・学校などの要請等により、食育活動を実施してもらうこととしています。

県庁ホームページ「食育応援団『あおもり食育サポーター』」で、講師依頼までの流れを紹介していますので、食育講師を探す際の参考にしてください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/syokuiku_supporter.html



(4) 新しい生活様式に対応した食育活動

「デジタル食育ガイドブック」(農林水産省)

デジタル技術を活用した食育(オンラインイベントや食育動画、SNS やアプリの活用等)に取り組むためのヒントをまとめたガイドブック

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/movie/index.html>



(様式1)

令和 年 月 日

〇〇農林水産事務所長

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長

殿

(応募者)

実施者名

代表者氏名

令和8年度食育活動実践プロジェクト企画提案書

令和8年度食育活動実践プロジェクトに応募したいので、関係書類を添えて提出します。

(様式2)

1 実施者に関する事項

| | |
|-----------------------------|--|
| 実施者名 | |
| 実施者の所在地 | 〒 |
| 代表者 | 氏名： 役職： |
| 事業担当者 | 氏名： 役職： 電話： FAX： Email： |
| 構成員 (別紙でも可) | (事業を実施する主な構成員について記載。専門性等が分かる資料があれば添付。) 構成員① 氏名： 職業： 構成員② 氏名： 職業： 構成員③ 氏名： 職業： |
| 構成員以外の 協働団体等 | |
| 過去に実施した 類似事業の実 績・取組内容 | (実績等があれば記載。資料があれば添付。) |

※実施者の概要が分かる資料(会則、事業概要等)を添付すること。

2 提案事業の概要

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 実施地域・市町村 | |
| 実施地域の「食」に関する現状・課題 | (事業実施を提案するに至った地域の「食」の現状・課題を記載) |
| 事業目的 | |
| 事業内容 | (実施内容、対象、実施場所、回数、時期等を記載) |
| 事業実施後に期待される効果 | |

3 経費に関する事項

| 項目 | 内容 | 単価 | 数量 | 単位 | 計(円) |
|--------------------|----|----|----|----|------|
| ①報償費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ②旅費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ③賃金 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ④印刷製本費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑤賃借料 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑥通信運搬費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑦消耗品費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑧保険料 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑨各種手数料 | | | | | |
| ⑩その他 | | | | | |
| 小計(A=①～⑩の計) | | | | | |
| ⑪消費税及び地方消費税 (※1、2) | | | | | |
| 経費合計(B=A+⑪) | | | | | |

この提案事業について、他の補助金等の交付は受けていません。

※1 応募者が課税事業者の場合は、項目ごとに消費税分を減額した金額の合計額を小計欄に記載し、⑪欄に小計額に対する消費税額を記載すること。

※2 応募者が免税事業者の場合は、項目ごとに消費税額を含む金額を記載し、⑪欄は空欄とすること。

【記載例】

(様式2)

1 実施者に関する事項

| | |
|-----------------------------|--|
| 実施者名 | (例)あおもり食育の会 |
| 実施者の所在地 | 〒 |
| 代表者 | 氏名:青森 太郎 役職:会長 |
| 事業担当者 | 氏名:食育 次郎 役職:事務担当 電話: ** - * * * * * FAX: ** - * * * * * Email: * * * * * * * * * * * * * * * |
| 構成員 (別紙でも可) | (事業を実施する主な構成員について記載。専門性等が分かる資料があれば添付。) 構成員① 氏名: ** * * * * 職業: 栄養士 構成員② 氏名: ** * * * * 職業: 農家 構成員③ 氏名: ** * * * * 職業: 会社員 |
| 構成員以外の 協働団体 | (例)〇〇小学校、△△福祉施設 |
| 過去に実施した 類似事業の実 績・取組内容 | (実績等があれば記載。資料があれば添付。) △△食育講座開催(令和〇年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 小学校において、朝ごはんの大切さを学ぶ講座を開催。 |

※実施者の概要が分かる資料(会則、事業概要等)を添付すること。

2 提案事業の概要

| | |
|-------------------|--|
| 実施地域・市町村 | (例) 青森市、東青地域 |
| 実施地域の「食」に関する現状・課題 | (事業実施を提案するに至った地域の「食」の現状・課題を記載) (例) これまでの当団体の活動の中で、若い世代が郷土料理を作ったり、食べたりする機会があまりないことを実感したが、家庭や地域で郷土料理の作り方を伝承する機会がほとんどなく… |
| 事業目的 | (例) 若い世代に郷土料理のすばらしさと作り方を伝える。 |
| 事業内容 | (実施内容、対象、実施場所、回数、時期等を記載) (例) 1 郷土料理に対するイメージについてのアンケート調査 郷土料理を食べる頻度等についてアンケート調査を実施する。 ・対象: 保育園～小学生の保護者 ・実施場所: 保育園、小学校でアンケート用紙を配布 ・回数: 1回 ・開催時期: 8月頃 2 郷土料理講座の開催 アンケート調査を元に、若い世代が食べたい、作ってみたい料理を中心に調理講座を開催する。 ・対象: 保育園～小学校の親子 ・実施場所: ○○市民センター(予定) ・回数: 3回 ・開催時期: 9月～2月 ・講師: あおもり食育サポーター(予定) |
| 事業実施後に期待される効果 | (例) 郷土料理の調理講座により、参加者が家庭の食事でも郷土料理を取り入れることで、食生活に浸透し、若い世代にも郷土料理が伝承することが期待され、…… |

3 経費に関する事項

| 項目 | 内容 | 単価 | 数量 | 単位 | 計(円) |
|-------------------|--------------------------------|-------|-----|----|--------|
| ①報償費 | (例)調理講座講師謝金 (2,500円/時間×3時間) | 7,500 | 3 | 回 | 22,500 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ②旅費 | 調理講座講師旅費 | 1,800 | 3 | 回 | 5,400 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ③賃金 | 調理講座スタッフ賃金 (793円/時間×3時間) | 2,379 | 3 | 回 | 7,137 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ④印刷製本費 | 調理講座資料 (10円/枚×5枚×20部) | 1,000 | 3 | 回 | 3,000 |
| | 案内チラシ印刷 | 10 | 500 | 枚 | 5,000 |
| | | | | | |
| ⑤賃借料 | 調理実習室使用料 (1,500円/時間×3時間) | 4,500 | 3 | 回 | 13,500 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑥通信運搬費 | 案内チラシ送付(市内小中学校) | 250 | 10 | 箇所 | 2,500 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ⑦消耗品費 | 衛生用品(アルコールスプレー等) | 5,000 | 1 | 式 | 5,000 |
| | 食材費(300円/人×20人/回) | 6,000 | 3 | 回 | 18,000 |
| | | | | | |
| ⑧保険料 | イベント保険料 | 2,000 | 3 | 回 | 6,000 |
| | | | | | |
| ⑨各種手数料 | | | | | |
| ⑩その他 | | | | | |
| 小計(A=①~⑩の計) | | | | | 88,037 |
| ⑪消費税及び地方消費税(※1、2) | | | | | |
| 経費合計(B=A+⑪) | | | | | 88,037 |

この提案事業について、他の補助金等の交付は受けていません。

※1 応募者が課税事業者の場合は、項目ごとに消費税分を減額した金額の合計額を小計欄に記載し、⑪欄に小計額に対する消費税額を記載すること。

※2 応募者が免税事業者の場合は、項目ごとに消費税額を含む金額を記載し、⑪欄は空欄とすること。